

# 免税軽油 使用の手引き



## 目次

### 第一章 ～はじめに～

- 軽油引取税にかかる免税制度とは ..... 2
- 免税軽油の使用に係る手続きの流れ ..... 3

### 第二章 ～免税軽油使用者証交付申請の手続き～

- 免税軽油使用者証の交付申請について ..... 4
- 免税軽油使用者証（免税証）の交付について ..... 5
  - 「免税軽油使用者証交付申請書」の作成 ..... 6
  - 「誓約書」の作成 ..... 8
  - 「免税軽油使用機械・車両又は設備台帳」の作成 ..... 10
  - 「免税証交付申請書」（初回申請用）の作成 ..... 12

### 第三章 ～免税軽油使用者登録後の手続き～

- 免税証の使用方法について ..... 14
- 免税軽油使用者の報告義務について ..... 15
- 免税証の申請・交付手続き ..... 16
- 免税証の返納手続き、免税軽油使用者証の内容に変更があった場合（書換申請） ..... 17

### 第四章 ～その他の手続き～

- 申告納付について ..... 18
  - 免税軽油を用途外で消費した場合 ..... 18
  - 免税軽油を譲渡する場合 ..... 19
- 使用者証の返納、紛失、更新等について ..... 21
- 罰則等について ..... 22

### 第五章 ～記載例集～

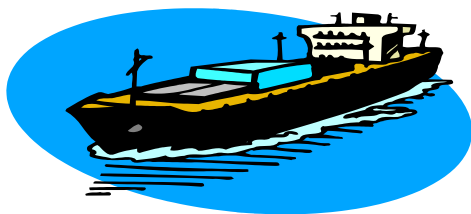
- 「免税証管理簿」の作成 ..... 24
- 「免税軽油使用実績表（直接給油用）」の作成 ..... 25
- 「免税軽油の引取り等に係る報告書」（直接給油の場合）の作成 ..... 26
- 「免税証交付申請書」（直接給油用）の作成 ..... 28
- 交付申請時の「免税軽油所要数量計算書」（直接給油用）の作成 ..... 30
- 「免税軽油使用者証・免税証返納書」の作成 ..... 32
- 返納時の「免税軽油所要数量計算書」（直接給油用）の作成 ..... 34
- 「免税軽油使用実績表（在庫保有用）」の作成 ..... 36
- 「免税軽油の引取り等に係る報告書」（在庫保有の場合）の作成 ..... 38
- 交付申請時の「免税軽油所要数量計算書」（在庫保有用）の作成 ..... 40
- 返納時の「免税軽油所要数量計算書」（在庫保有用）の作成 ..... 42
- 「免税軽油使用者証書換申請書」の作成 ..... 44
- 「免税軽油譲渡届出書」の作成 ..... 46
- 参考法令 ..... 48
- FAQ・地方税お支払いサイトについて ..... 51

## 第一章 ～はじめに～

免税軽油を使用（購入）するためには、あらかじめ免税軽油の使用者（購入者）が大阪府から「**免税軽油使用者証**」の交付を受ける必要があります。

この「免税軽油使用者証」の交付を受けた「免税軽油使用者」になると、大阪府に「**免税証**」の交付申請ができ、受領した「免税証」を免税軽油の販売業者へ提出することで免税軽油を購入できます。

なお「免税軽油使用者証」及び「免税証」には有効期間があり、**有効期間外の免税証を使用した免税軽油の購入はできません**のでご注意ください。



### トピックス

令和6年度地方税制改正により、船舶のうち、専らレクリエーションの用に供する船舶(いわゆる「プレジャーボート」)については、令和7年3月31日に軽油引取税の免税制度が終了いたしました。

## 軽油引取税に係る免税制度とは

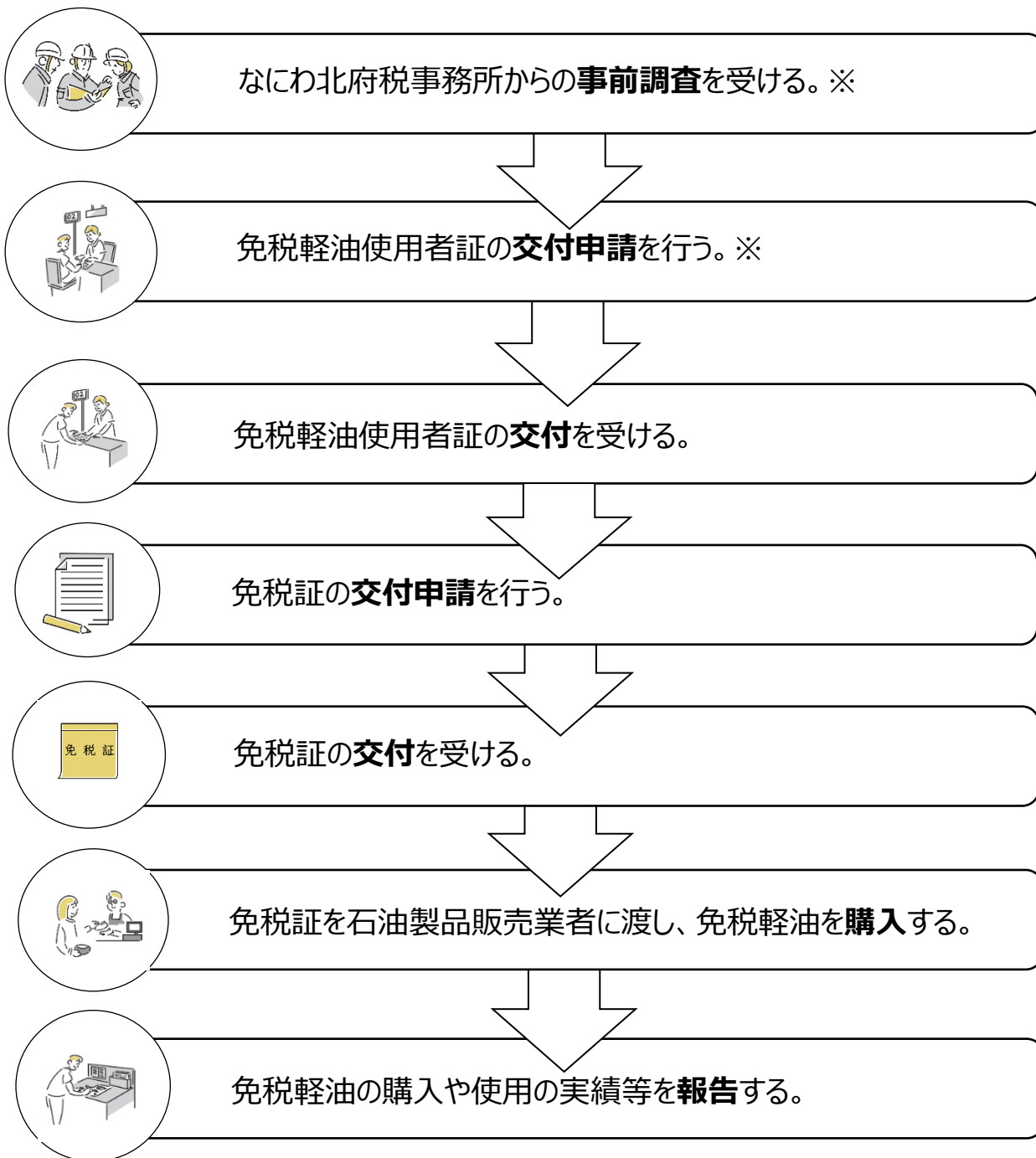
法令で定められた特定の事業者が特定の用途に使用する軽油については課税を免除することができる制度です。

事業ごとに使用用途が細かく定められていますので、必ず事前に、なにわ北府税事務所軽油引取税課免税担当へ連絡をお願いいたします。

(TEL 06-6362-8611)

<b>事業一覧</b>	
石油製品製造業	漁船以外の船舶（プレジャーボートを除く）
漁船	自衛隊
鉄道事業又は軌道事業	農業又は林業
セメント製品製造業	生コンクリート製造業
鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業	とび・土工工事業※ <small>※とび・土工工事業とは建設業法第三条の規定によるとび・土工工事業の許可を受け専らとび・土工・コンクリート工事を行うものが営むとび・土工工事業をいいます。</small>
鉱さいバラス製造業	港湾運送業
倉庫業	鉄道（軌道を含む。）に係る貨物利用運送事業又は鉄道積卸業
航空運送サービス業※ <small>※航空運送サービス業とは飛行場において航空機への旅客乗降設備の共用、航空貨物の積卸し、若しくは運搬又は航空機の整備を行う事業をいいます。</small>	廃棄物処理事業
木材加工業※ <small>※木材加工業とは、一般製材業、単板製造業、床板製造業、木材チップ製造業、造作材製造業、合板製造業、建築用木材組立材料製造業、パーティクルボード製材業及び、木材防腐処理業をいいます。</small>	木材市場業※ <small>※木材市場業とは、木材取引のために開設される市場で、売り場を設けて、定期に又は継続して開場され、かつ、その売買が原則としてせり売り又は入札の方法により行われるものをいいます。</small>
堆肥製造業※ <small>※肥料の品質の確保等に関する法律第二十二条第一項により届出された同条第三項の事業所内で行われるパーク堆肥製造業のみ</small>	索道事業

## 免税軽油の使用に係る手続きの流れ



※ 事前調査や免税軽油使用者証交付申請時の審査で免税軽油使用者としての要件を満たしているかを確認します。

なお、要件を満たしていない場合は、大阪府での免税軽油使用者登録ができません。

## 第二章 ～免税軽油使用者証交付申請の手続き～

### 免税軽油使用者証の交付申請について

《必要書類》をご準備のうえ、なにわ北府税事務所軽油引取税課へ申請してください。なお、**初回の申請は郵送では取扱いできませんので、一度なにわ北府税事務所へのご来所をお願いします。**

申請の際には、事前になにわ北府税事務所軽油引取税課へ連絡をお願いします。

(TEL 06-6362-8611)

#### 《必要書類》

番号	必要書類	備考
1	免税軽油使用者証交付申請書	記載例 (P7 参照)
2	誓約書	記載例 (P8 参照)
3	<p>【法人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業登記簿謄本</li> <li>・定款</li> <li>・担当者の本人確認書類</li> </ul> <p>【個人の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票</li> <li>・本人確認書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3カ月以内に発行のもの</li> <li>・名刺、運転免許証、マイナンバーカード 等</li> <li>・3カ月以内に発行のもの</li> <li>・運転免許証、マイナンバーカード 等</li> </ul>
4	免税軽油使用機械・車両又は設備台帳	<p>記載例 (P11 参照)</p> <p>以下の写真 (カラー) の添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機械を ①前 ②横 ③後ろ から撮影したもの</li> </ul>
5	機械番号及びエンジン番号等の写真 (カラー) 又は石ずり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械本体の型式及び製造番号部分</li> <li>・エンジンの型式及び製造番号部分 (発電機含む)</li> <li>・写真又は石ずりが不鮮明な場合は、余白にボールペンで補記すること</li> </ul>
6	申請時点でのアワーメーター数値及び燃料計の写真 (カラー)	
7	機械の売買契約書 等	機械所有者と使用者が異なる場合は、リース契約書又は所有者から使用者に対する使用承諾書
8	機械の仕様書、カタログ、パンフレット 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃料タンク容量及び燃費が確認できるもの (テクニカルデータ等)</li> <li>・エンジン及び発電機等の定格表を含むもの</li> <li>・外国語で記載されている場合は、該当個所の翻訳文</li> </ul>
9	軽油を購入する業者の住所・販売業者名	<b>免税証を取扱えるか事前に販売業者へご確認ください。</b>
10	免税証交付申請書	免税軽油使用者証の申請と同時に免税証の交付申請をされる場合は P12 を参照してください。
11	その他の書類 (業種ごとに異なる書類) ※	(例) 事業の許可証、決算変更届、売上の確認が出来る書類等

※ その他の書類については事前に提出を求める場合がございます。

# 免税軽油使用者証（免税証）の交付について

免税軽油使用者証・免税証交付申請時にお伝えする受取り可能日以降に、なにわ北府税事務所 軽油引取税課の窓口で「免税軽油使用者証」及び「免税証」をお受け取りください。

## <免税軽油使用者証イメージ>

令和 7 年 10 月 1 日交付 大阪府 第 〇〇〇〇号		9 年 3 月 31 日 まで有効		
免税軽油使用者証 (その1) 大阪府なにわ北府税事務所長 印				
住所又は事務所若しくは 事業所所在地	大阪市北区西天満3-5-24			
業 種	とび・土工事業			
ふりがな 氏名又は名称	なにわきた 浪速北 株式会社			
機 械 ・ 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地 (定置場又は係留地)	大阪市北区西天満〇〇-〇-〇 〇〇置場	大阪市北区西天満〇〇-〇-〇 〇〇置場	
	名 称	Na 1 バックホウ	Na 2 杭打機	
	所有者の氏名 又は名称	使用者に同じ	〇〇リース㈱	
	型 式	〇〇〇〇発動機 OS1-NZEI 0123456	〇〇〇〇発動機 OS-2 789012	
	輪 馬 力	〇〇ディーゼル機 HUZEI-1 1234567 180.0ps/3500rpm	〇〇ディーゼル機 ZEINKITA-1 8901234 250.0ps/3000rpm	PS/rpm
	燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル	
	台 数	1	1	
用 途	掘削作業	杭打作業		
記 載 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
免税軽油使用者の注意事項				
<p>1. この証は、免税軽油をこの証に記載されている機械、車両又は設備の用途に供することを証明するものですから大切に保管して下さい。</p> <p>2. 免税軽油をこの証に記載された機械、車両又は設備の用途以外の用途に供した場合は、軽油引取税を大阪府なにわ北府税事務所へ納付しなければなりません。</p> <p>3. この証は、次の免税証の交付申請書を提出する場合に提示しなければなりませんから紛失しないようにして下さい。</p> <p>4. この証に記載された機械、車両又は設備の全部又は一部について異動が生じた場合には大阪府なにわ北府税事務所長に届け出て下さい。</p>				

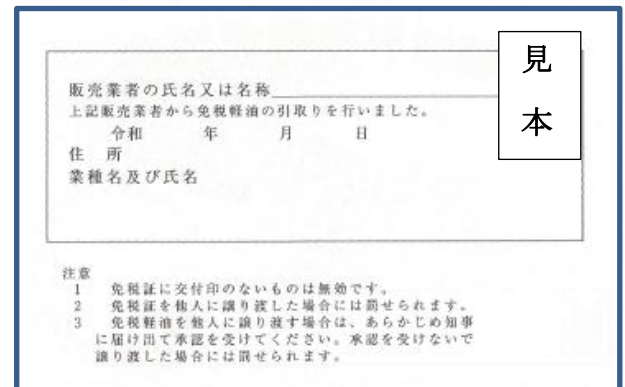
第十六号の十九様式

## <免税証イメージ>

(表面)



(裏面)



## 「免税軽油使用者証交付申請書」の作成

- 1 「住所又は事務所若しくは事業所所在地」欄は、個人で申請される場合は住所、法人で申請される場合は事務所若しくは事業所所在地を記入してください。
- 2 「業種」欄は、船舶で登録される方は船舶を○で囲んでください。  
船舶以外の業種で登録される方はその他を○で囲み、括弧内に登録を行う業種名を記入してください。
- 3 「氏名又は名称」欄は、個人で申請される場合は氏名、法人で申請される場合は法人名を記入し、ふりがなを記入してください。
- 4 「この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号」欄は、申請手続を担当される方の係、氏名及び平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- 5 「機械、車両又は、設備の明細」欄
  - (1) 「所在地(定置場又は係留地)」欄は、免税軽油を使用する機械の定置場情報を記入してください。
  - (2) 「名称」欄は、免税登録番号(※)及び機械名を記入してください。
  - (3) 「所有者の氏名又は名称」欄は、機械の所有者名を記入してください。なお、リース契約等で所有者と使用者が異なる場合は、リース会社の名称を記入してください。
  - (4) 「型式」欄は、本体の製造者名、製造者型式及び製造番号を記入してください。
  - (5) 「軸馬力」欄は、エンジンの製造者名、製造者型式、製造番号及び連続最大出力(ps)又は(kw)/連続最大回転数(rpm)を記入してください。
  - (6) 「燃焼方式」欄は、ディーゼルと記入してください。
  - (7) 「台数」欄は、1(台)と記入してください。
- 6 「用途」欄は、その機械が従事する用途を記入してください。
- 7 「年間見込所要数量」及び「年間見込所要数量合計」欄は、免税軽油を使用する機械の年間の使用見込数量を記入してください。

※免税登録番号とは、登録順に機械等へ採番していただく番号です。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受 付 印             </div>	* 処 理 事 項	交 付	業 種	証 番 号	入 力 日
	○年 ○月 ○日 大阪府なにわ北府税事務所長 様	年 月 日 まで有効	免税軽油使用者証交付申請書 (その1)		
住所又は事務所若しくは事業所所在地		大阪市北区西天満3-5-24			
業 種		船舶・ <u>その他</u> ( とび・土工工事業 )			
ふ り が な 氏 名 又 は 名 称		なにわきた 浪速北 株式会社			
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		経理係 浪速 北三郎 (電話 06-6362-8611 )			
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地 <small>(定置場又は係留地)</small>	大阪市北区西天満○○-○○-○○ ○○置場	大阪市北区西天満○○-○○-○○ ○○置場		
	名 称	No. 1 バックホウ	No. 2 杭打機	No.	
	所有者の氏名 又 は 名 称	浪速北 株式会社	○○リース(株)		
	型 式	(株)○○発動機 OS1-NZE1 0123456	(株)○○発動機 OS-2 789012		
	軸 馬 力	○○ディーゼル(株) HUZEI-1 1234567 180.0ps/3500rpm	○○ディーゼル(株) ZEIKITA-1 8901234 250.0ps/3000rpm		
	燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル		
	台 数	1	1		
用 途	掘削作業	杭打作業			
年間見込所要数量	1,000 リットル	3,500 リットル	リットル		
年間見込所要数量合計				4,500 リットル	

免税軽油使用者証受領年月日	受 領 者 の 役 職 名 及 び 氏 名
年 月 日	

窓口で免税証を交付する際に記入いただくため、申請時には記入不要です。

## 「誓約書」の作成

(表面)

### 誓 約 書

私  
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までのいずれにも  
私 共

該当しない者であることを誓約します。

令和〇年〇月〇日

大阪府なにわ北府税事務所長 様

氏名又は名称

浪速北 株式会社

代表取締役 浪速 太郎

裏面記載の地方税法施行令第43条の15第15項をご確認のうえ、  
個人で登録される場合は氏名、法人で登録される場合は法人名及び  
代表者名を記入してください。

備考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合  
にあつては、免税軽油使用者全員その氏名又は名称を記載すること。

(第十六号の十八様式)

地方税法施行令第 43 条 15 (抜粋)

- 15 法第 144 条の 21 第 3 項に規定する政令で定めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。
- 一 免税軽油使用者が地方税に関する法令の規定に違反したことにより法第 144 条の 21 第 4 項の規定により免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられ、その日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
  - 二 免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。
  - 三 免税軽油使用者が国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法第 157 条第 1 項、関税法第 146 条第 1 項 (とん税法第 14 条及び特別とん税法第 12 条において準用する場合を含む。) 若しくは法第 22 条の 28 第 1 項の規定により通告処分を受け、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から起算して 3 年を経過しない者であるとき。
  - 四 免税軽油使用者が法人であって、その役員のうち前 3 号のいずれかに該当する者があるとき。
  - 五 前各号に掲げるときのほか、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上特に不相当と認めるとき。

免税軽油使用者が地方税に関する法令に違反し、免税軽油使用者証及び免税証の返納を命ぜられた日から起算して 2 年を経過していない場合は、免税軽油使用者証及び免税証は交付できません。

また、免税軽油使用者が国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して 2 年を経過しない場合等、一定の要件に該当するときは免税軽油使用者証及び免税証が交付できません。

(免税軽油使用者が法人である場合は、当該法人の役員を含みます。)

なお、税の滞納がある場合や違法係留をしている場合等、免税軽油使用者証を交付することが軽油引取税の取締り又は保全上、不相当と認められるときは免税軽油使用者証及び免税証が交付できません。

## 「免税軽油使用機械・車両又は設備台帳」の作成

- 1 「所有者の氏名又は名称」欄は、機械の所有者名を記入してください。なお、リース契約等で所有者と使用者が異なる場合は、リース会社の名称を記入してください。
- 2 「定置場又は係留地」欄は、免税軽油を使用する機械の定置場情報を記入してください。
- 3 「機械、車両又は設備名（船名）」欄は、機械の名称を記入してください。
- 4 「機械等」欄
  - (1) 「メーカー名」欄は、本体の製造者名を記入してください。
  - (2) 「型式」欄は、本体の製造者型式を記入してください。
- 5 「車体番号又は船舶登録番号」欄は、本体の製造番号を記入してください。
- 6 「エンジン」欄
  - (1) 「メーカー名」欄は、エンジンの製造者名を記入してください。
  - (2) 「型式」欄は、エンジンの製造者型式を記入してください。
  - (3) 「製造番号」欄は、エンジンの製造番号を記入してください。
- 7 「軸馬力」欄は、連続最大出力（ps）又は(kw)/連続最大回転数（rpm）を記入してください。
- 8 「燃料タンク容量」欄は、機械のカタログ等に記載の燃料タンク容量を記入してください。
- 9 「使用開始年月日」欄に記入は不要です。
- 10 「用途」欄は、その機械が従事する用途を記入してください。
- 11 「1時間当たりの燃料消費数量」欄は、機械のカタログ等に記載されている数量を記入してください。
- 12 「主機アワーメーター」及び「補機アワーメーター」欄は、申請時点のアワーメーターの数値を記入してください。
- 13 「写真」は以下のものが必要になります。（全てカラー）
  - 機械の①前、②横、③後ろ及び④本体型式及び製造番号の大写し
  - 軽油を使用して稼働する機械のエンジンの型式及び製造番号部分  
（写真がとりにくい場合は石ずりでも可。不鮮明な場合は、余白に補記してください。）
  - 申請時点でのアワーメーター数値及び燃料計の写真

番 号

会社番号

## 免税軽油使用機械・車両又は設備台帳

所有者の氏名又は名称

浪速北 株式会社

定置場又は係留地

大阪市北区西天満3-5-24

機械、車両又は設備名（船名）

バックホウ

機 械 等	メーカー名	(株)〇〇発動機		車体番号又は船舶登録番号	
	型 式	OSI-NZEI		0123456	
エンジン	メーカー名	〇〇ディーゼル(株)	軸馬力 (ps/rpm)	180/3500	燃料タンク容量 200 ℓ
	型 式	HUZEI-1			
	製造番号	1234567			
エンジン	メーカー名		軸馬力 (ps/rpm)	/	燃料タンク容量 ℓ
	型 式				
	製造番号				
エンジン	メーカー名		軸馬力 (ps/rpm)	/	燃料タンク容量 ℓ
	型 式				
	製造番号				
使 用 開 始 年 月 日 令和 年 月 日					
用 途		掘削作業			
1時間当たりの燃料消費数量		12 ℓ	主機アワーマーター	4000 .0	補機アワーマーター
					.

写 真

(横)

- ・ 船舶は船名、登録番号の確認できるもの
- ・ 船舶検査済票の番号を大写し
- ・ 機械は会社登録番号の確認できるもの

※機械及びエンジンの製造番号の石ずりを添付して下さい。

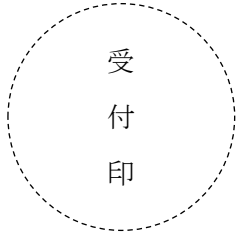
## 「免税証交付申請書」(初回申請用)の作成

- 1 「免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地」欄は、個人で申請される場合は住所、法人で申請される場合は事務所又は事業所所在地を記入してください。
- 2 「業種」欄は、船舶で登録される方は船舶を○で囲んでください。  
船舶以外の業種で登録される方はその他を○で囲み、括弧内に登録を行う業種名を記入してください。
- 3 「免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)」欄は、個人で申請される場合は氏名、法人で申請される場合は法人名を記入してください。
- 4 「この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号」欄は、申請手を担当される方の係、氏名及び平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- 5 「機械、車両又は設備名(番号)」欄は、登録を予定される機械名又は免税登録番号を記入してください。
- 6 「所要数量合計」欄は、免税軽油の所要予定数量を記入してください。
- 7 「所要数量計算期間」欄は、免税軽油の使用予定期間(免税証の有効期間)を記入してください。  
なお、**免税軽油使用者証の交付日から起算して1年未満の場合、交付できる免税証の有効期間は3カ月です。**
- 8 「希望する販売業者及び所在地」欄は、免税軽油を購入予定の販売業者名及び所在地を記入してください。
- 9 「免税証の種類」、「枚数」及び「数量」欄は、免税証の所要数量を免税証の種類ごとに記入するとともに、枚数と数量の合計を「計」欄に記入してください。

免税証の種類	
1 リットル	100 リットル
5 リットル	200 リットル
10 リットル	500 リットル
18 リットル	1,000 リットル
20 リットル	5 キロリットル
50 リットル	10 キロリットル

- 10 「交付方法の希望」欄は、窓口を○で囲んでください。  
なお、**初回申請時の交付方法は窓口のみです。**

2回目以降の免税証交付申請については P28 をご参照ください。



※処理事項 〇年 〇月 〇日 大阪府なにわ北府税事務所長様	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地	大阪市北区西天満 3-5-24
	業 種	船舶・ <b>その他</b> ( とび・土工工事業 )
	免税軽油使用者証の 番号及び氏名(名称)	第 〇 号 浪速北 株式会社
	この申請に应答する係及び 氏名並びに電話番号	経理(係) 浪速北 三郎 ( 06-6362-8611 )

### 免税証交付申請書

機械、車両又は 設備名(番号)	No. 1 No.	No. 2 No.	No. No.
所要数量合計	10,000 リットル	所要数量計算期間	令和7年10月1日から 令和7年12月31日まで
希望する販売業者名及び所在地	免税証の種類	枚数	数量 ※処理事項
(株)〇〇石油店 大阪市住之江区南港北〇-〇-〇	リットル券		リットル
	100	50	5,000
	500	10	5,000
	計	60	10,000

「参考」欄は、初回申請の場合は記入不要です。

参 考	前回交付を受けた免税証	前回交付を受けた免税証のうちの使用量	(ア) - (イ)
	計 算 期 間	数 量 (ア)	期 間
	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	数 量 (イ)
	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	リットル
前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から 免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称	数 量		
		リットル	

交付方法の希望 (希望する方法を○で囲むこと)	<input checked="" type="radio"/> 窓 口	<input type="radio"/> 郵 送
----------------------------	--------------------------------------	---------------------------

初回の免税証の交付方法は窓口のみです。

免税証受領年月日	受領者の役職名及び氏名
年 月 日	

窓口で免税証を交付する際に記入いただくため、申請時には記入不要です。

### 第三章 ～免税軽油使用者登録後の手続き～

#### 免税証の使用方法について

免税軽油を購入するときに、購入数量と同じ数量の免税証を販売業者に渡します。

**免税証は有効期間内のみ使用できます。**

(表面)



(裏面)

免税証は1リットル～10キロリットルまで、  
12種類あります。(P12参照)

**業種名が船舶及び自衛隊の使用者であり、やむを得ず免税証記載の販売業者以外から購入する場合のみ**、免税証の裏面に免税軽油を購入される販売業者名、購入日、免税軽油使用者の住所、業種名及び氏名を記入してから販売業者に渡してください。

#### ご注意

- **免税証の分割使用はできません。**  
(100リットルの免税証を使用して70リットルの免税軽油を引取り、後日30リットルの免税軽油を引き取ることはできません。)
- 給油(購入)の実態に見合った種類の免税証を交付申請してください。
- **免税証を他人に譲渡することは法律で禁止されています。**  
(地方税法第百四十四条の二十四)
- 免税証は軽油の販売業者等に預けたりせず、ご自身で厳重に管理してください。

## 免税軽油使用者の報告義務について

免税軽油使用者は、**免税軽油の引取り等に係る報告義務**があります。

毎月末日までに前月の初日から末日までの間における免税軽油の購入数量等について、報告書を提出しなければなりません。（P26 参照）

なお、**免税軽油の購入・使用実績がなかった月についても、報告書を提出しなければなりませんのでご注意ください。**

例) 4月分の報告書は5月31日までに提出

(地方税法第百四十四条の二十七第一項)

免税軽油の引取り等に係る報告書を提出しない場合又は虚偽の記載をした報告書を提出した場合には、罰則が科せられます。

(地方税法第百四十四条の二十八)

### 報告書の作成にあたって

以下3点の書類を準備し、「**免税軽油の引取り等に係る報告書**」(P26 参照)を作成してください。  
なお、提出の際は「**免税軽油の引取り等に係る報告書**」とあわせて、以下3点の書類の提出が必要となります。

- ① 『**免税証管理簿**』(P24 参照) … 使用した免税証の月日を記入してください。
- ② 『**納品書又は請求書等**』 … コピーでも可
- ③ 『**免税軽油使用実績表**』(※) (P25 参照) … 免税軽油を使用する際は、作業日報等をもとに作成してください。

※ 実績表には以下の内容を記入してください。

稼働年月日／給油年月日／給油数量／稼働時間（アワーメーターの数値等）／稼働場所

## 免税証の申請・交付手続き

### 交付申請

「**免税証交付申請書**」に以下の書類を添えてご提出ください。

(地方税法施行令第四十三条の十五第七項)

- ① 『**免税軽油使用者証**』
- ② 交付申請時の『**免税軽油所要数量計算書**』(P30 参照) … 過去実績をもとに必要数量を算出する書類です。

### 受け取り

審査の上、必要と認める数量の免税証を、原則使用開始日(※)にお渡します。

- 免税証の交付指定日に免税証の受領がない場合、再度、交付申請が必要になるため注意してください。
- 有効期間開始日前に受領された免税証は**有効期間開始日以降のみ使用できます**。
- 免税軽油使用者証及び免税証は、紛失しないように大切に保管してください。

※ 申請方法や受取方法によって異なります。

窓口申請 ⇒ 窓口受取・・・申請日から概ね 1 週間後

窓口申請 ⇒ 郵送受取・・・申請日から概ね10日後

郵送申請 ⇒ 郵送受取・・・消印日から概ね 2 週間後

電子申請を希望される場合は、なにわ北府税事務所にご相談ください。

## 免税証の返納手続き

### 返納の届出

「**免税軽油使用者証・免税証返納書**」に以下の書類を添えてご提出ください。

(地方税法施行令第四十三条の十五第七項)

- ① 『**免税軽油使用者証**』
- ② 『**免税証**』
- ③ 『**免税証管理簿**』
- ④ 返納時の『**免税軽油所要数量計算書**』（P34 参照）… 過去実績より返納数量を確定させる書類です。

### 免税証を有効期間内に使用しなかった場合（未使用分）

免税証を有効期間内に使用しなかった場合には、遅滞なく、使用しなかった免税証に免税軽油使用者証及び「**免税軽油使用者証・免税証返納書**」を添付し返納してください。（P32 参照）

(地方税法施行令第四十三条の十五第十一項)

## 免税軽油使用者証の内容に変更があった場合（書換申請）

### 免税軽油使用者証の記載事項に変更があった場合

免税登録機械について、型式の変更（エンジンの積替え等）、機械の増加（機械の購入等）や廃止（※）、その他事項に変更があった場合は、遅滞なく「**免税軽油使用者証書換申請書**」に必要書類を添付し、免税軽油使用者証とともに提出してください。（P44参照）

(地方税法施行令第四十三条の十五第五項)

※ 廃止の際は納付申告が必要になる場合があります。

### 申告納付について

免税軽油は、免税軽油使用者が、免税登録機械の動力源として使用しなければなりません。

上記の用途以外での消費や、他の者へ譲渡する場合には、その数量について軽油引取税が課されます。この場合、**用途外での消費又は他の者へ譲渡をした日から 30 日以内**に、その数量及び税額を記入した「**軽油引取税納付申告書**」をなにわ北府税事務所軽油引取税課へ提出し、軽油引取税を納めてください。

なお、免税軽油を他の者へ譲渡する場合には、譲渡することについて、あらかじめ承認を受けておく必要があります。  
(地方税法第百四十四条の三第三項)

また、免税軽油が必要でなくなった場合は、免税軽油使用者証及び未使用の免税証の返納が必要です。

### 免税軽油を用途外で消費した場合

【例】 免税登録されていない機械等に免税軽油を給油し消費した場合（※）

#### 申告納付

- 1 免税軽油を**用途外で消費をした日（行為日）から 30 日以内**に、以下の書類を持参のうえ申告してください。
  - ① 軽油引取税納付申告書
  - ② 用途外で消費した数量が分かる書類又は写真  
…油量計の写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の A 票の写し（P20 参照）等
- 2 申告後、納付期限までにコンビニ、金融機関又は地方税お支払いサイト（P52 参照）で納付してください。

※ 免税軽油使用者証書換申請書（P44 参照）を提出いただく場合があります。

## 免税軽油を譲渡する場合

- 【例】 ① 燃料タンク内に免税軽油が残った状態で免税登録機械を売却や譲渡する場合（※）  
② 免税軽油を他の者に譲渡する場合（他の免税軽油使用者を含む）

### 事前手続

1 免税軽油譲渡届出書の提出（P46 参照）

免税軽油譲渡届出書をなにわ北府税事務所に必ず事前に提出してください。

（地方税法施行令第四十三条の四第一項）

2 免税軽油譲渡承認書の受領

免税軽油の譲渡は免税軽油譲渡承認書の受領後に行ってください。

### 申告納付

1 免税軽油を他の者へ譲渡した日（行為日）から 30 日以内に、以下の書類を提出のうえ申告してください。

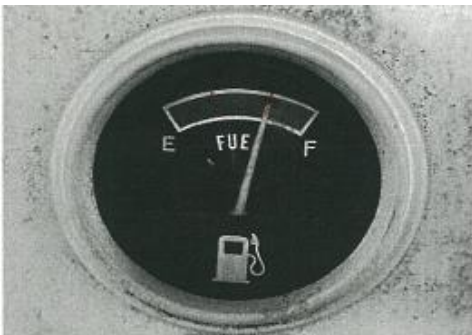
① 軽油引取税納付申告書

② 譲渡日や譲渡時の残油量が分かる書類又は写真

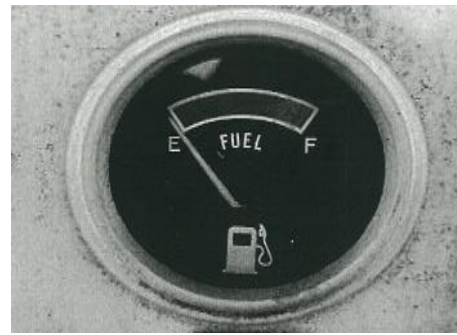
・・・油量計の写真、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の A 票の写し（P20 参照）等

2 申告後、納付期限までにコンビニ、金融機関又は地方税お支払いサイト（P52 参照）で納付してください。

### <油量計イメージ>



（残油有）



（残油無）

※ 免税軽油使用者証書換申請書（P44 参照）を提出いただく場合があります。

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）について

免税軽油を産業廃棄物処理させた場合には産業廃棄物管理表（マニフェスト）を提出していただく必要があります。

マニフェストとは軽油等の産業廃棄物を契約内容どおりに適正処理されたかを証明する管理票です。

マニフェストには複数枚の管理票（A・B1・B2・C1・C2・D・E 票）があり、その中の A 票を申告納付の際に提出していただきます。

マニフェスト A 票とは、免税軽油使用者が産業廃棄物を搬出した際に必要事項を記入して運搬業者に提出し、運搬業者からの受領サインが記載された管理票になります。

## <産業廃棄物管理票（マニフェスト）イメージ>

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票					
文付年月日	年 月 日	文付番号	54	管理番号	文付担当者 氏名
事 業 者 （ 排 出 者 ）	氏名又は名称		55	名称	
	住所 〒	電話番号	56	所在地 〒	電話番号
産 業 廃 棄 物	種類(普通の産業廃棄物)			種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)
	<input type="checkbox"/> 3130 燃えがら <input type="checkbox"/> 3230 汚泥 <input type="checkbox"/> 3330 廃油 <input type="checkbox"/> 3430 腐蝕 <input type="checkbox"/> 3530 炭アルカリ <input type="checkbox"/> 3630 黒プラスチック類 <input type="checkbox"/> 3730 紙くず <input type="checkbox"/> 3830 木くず <input type="checkbox"/> 3930 繊維くず <input type="checkbox"/> 1130 動植物性残さ <input type="checkbox"/> 1130 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず <input type="checkbox"/> 1300 プラスチック類(不燃物) <input type="checkbox"/> 1400 紙くず <input type="checkbox"/> 1500 カげき類 <input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿 <input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体 <input type="checkbox"/> 1800 ばいじん <input type="checkbox"/> 1900 13号産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 4000 動物死体不燃物	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 7010 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 7100 強酸 <input type="checkbox"/> 7110 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 7200 強アルカリ <input type="checkbox"/> 7210 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7300 感染性産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 7410 PCB等 <input type="checkbox"/> 7421 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 7422 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 7423 紙くず(有害)	<input type="checkbox"/> 7424 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> 7425 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 7426 汚泥(有害) <input type="checkbox"/> 7427 腐蝕(有害) <input type="checkbox"/> 7428 炭アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 7429 ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 7430 13号産業廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 7440 廃水銀等	有害
中間処理産業廃棄物	管理票文付書(56分委託書)の氏名又は名称及び管理票の文付番号(登録番号)				
最終処分場所	<input type="checkbox"/> 焼埋処分のとおり <input type="checkbox"/> 埋没処分のとおり <input type="checkbox"/> 名称/所在地/電話番号 <input type="checkbox"/> 委託契約書記載のとおりに <input type="checkbox"/> 埋没処分のとおり				
運搬委託者	氏名又は名称		57	名称	
処分委託者	氏名又は名称		58	名称	
運搬の委託	[委託者の氏名又は名称] [運搬担当者の氏名]		[受領欄]	数量(及び単位)	数量(及び単位)
処分の委託	[委託者の氏名又は名称] [処分担当者の氏名]		[受領欄]	数量(及び単位)	数量(及び単位)
最終処分を行った場所	名称/所在地/電話番号 [委託契約書記載の場所にあつては委託契約書記載の番号]				
(発行用)	発行元：公益社団法人 全国産業資源循環連合会				

見本

## 使用者証の返納、紛失、更新等について

### 免税軽油を使用しなくなった場合

免税登録機械の滅失等（※）の理由により、免税軽油を免税用途に使用しなくなった場合には、遅滞なく、「免税軽油使用者証・免税証返納書」に、期間中における免税軽油使用実績表、納品書又は請求書を添付し、免税軽油使用者証及び免税証を返納してください。（P32 参照）

（地方税法施行令第四十三条の十五第六項及び第十一項）

### 免税軽油使用者証若しくは免税証を紛失した場合

免税軽油使用者証若しくは免税証を紛失した場合は、直ちに「免税軽油使用者証・免税証紛失申告書」にその事実を証する書類（警察署の遺失届出受理番号が記載された書面等）を添付して、提出してください。

○免税証の紛失の場合には、期間中における免税軽油使用実績表、納付書又は請求書を添付して、免税軽油使用者証を提出してください。

○免税軽油使用者証の紛失の場合には、期間中における免税軽油使用実績表、納品書又は請求書を添付して免税証を返納してください。

### 免税軽油使用者証の更新

免税軽油使用者証の有効期間は**令和9年3月31日まで**です。

（業種によって異なる場合があります。）

免税軽油使用者証の有効期間を超える免税証の交付はできませんので、有効期間後も引続き免税軽油の引取りを希望される場合は、免税軽油使用者証の更新の手続きが必要です。

※免税登録機械の中に残っている免税軽油について別途手続が必要となります。（P19 参照）

## 罰則等について

次のような場合には、罰則等が適用されます。

### 免税証について

- 偽りその他不正の行為によって免税証の交付を受けて、免税軽油の引取りを行った場合  
…10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金（地方税法第百四十四条の二十二）
- 免税証を譲り渡し、又は他人から譲り受けた場合  
…1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（地方税法第百四十四条の二十五第一項）
- 免税証を他人から譲り受け、免税軽油の引取りを行った場合  
…10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれを併科する  
（地方税法第百四十四条の二十五第二項）

### 免税軽油について

- なにわ北府税事務所長の承認を受けずに、免税軽油を譲り渡した場合  
…2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（地方税法第百四十四条の二十六第一項）
- なにわ北府税事務所長の承認を受けていない免税軽油を譲り受けた場合  
…2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金（地方税法第百四十四条の二十六第二項）

### 免税軽油の引取り等に係る報告書について

免税軽油の引取り等に係る報告書を提出しない場合又は虚偽の記載をした報告書を提出した場合

- …1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金（地方税法第百四十四条の二十八）

### 免税軽油使用者証・免税証の返納命令

地方税に関する法令の規定に違反したときや、税を滞納したとき等、軽油引取税の保全のために府が必要と認めるときは、交付した免税軽油使用者証と免税証の返納を命ずる場合があります。

（地方税法第百四十四条の二十一第四項）



## 第五章 ～記載例集～

### 「免税証管理簿」の作成

「免税証管理簿」は、免税証を交付する際にお渡しします。

交付を受けた免税証についての情報を記載していますので、免税証の管理等に活用ください。なお、免税証管理簿に記載している番号は免税証の中央部に記載している番号と同一ですので、**免税軽油を購入した際に、使用した免税証の番号ごとに月日を記入してください。**

#### 免税証管理簿 (使用者証番号 第〇〇〇〇号)

免税証の管理や、報告書及び返納書を作成する際に活用してください。

1 ページ 1

有効期間 令和 7年 10月 1日 ～ 令和 7年 12月 31日

券種	番号	月日	券種	番号	月日	券種	番号	月日
100ℓ	100001	10・1	100ℓ	100026	・	500ℓ	100051	・
100ℓ	100002	10・1	100ℓ	100027	・	500ℓ	100052	・
100ℓ	100003	・	100ℓ	100028	・	500ℓ	100053	・
100ℓ	100004	・	100ℓ	100029	・	500ℓ	100054	・
100ℓ	100005	・	100ℓ	100030	・	500ℓ	100055	・

100ℓ	100021	12・23	100ℓ	100046	・			・
100ℓ	100022	・	100ℓ	100047	・			・
100ℓ	100023	・	100ℓ	100048	・			・
100ℓ	100024	・	100ℓ	100049	・			・
100ℓ	100025	・	100ℓ	100050	・			・

**免税軽油を購入した際に、  
使用した免税証ごとに月日を記入してください。**

交付を受けた免税証の番号が印字されています。

交付を受けた免税証が券種ごとに印字されています。

## 「免税軽油使用実績表(直接給油用)」の作成

使用者がパトロール給油、給油所等で、直接燃料タンクに免税軽油を給油する場合の実績表です。(ドラム缶等で免税軽油を購入して機械に給油する場合は、「免税軽油使用実績表(在庫保有用)」(P36 参照)をご提出ください。)

なお、免税軽油使用実績表を提出する際は、あわせて**納品書又は請求書等の提出が必要です。**

- 1 「期間」欄は、免税証の有効期間内における各月の初日から末日までの期間を記入してください。
- 2 「引取数量」欄は、免税証管理簿、納品書又は請求書により引取年月日及び免税軽油引取数量を記入してください。
- 3 「稼働前、稼働後のアワーメーターの数値」及び「稼働時間」欄は、作業日報等により使用日ごとに記録してください。
- 4 「備考」欄は、免税登録機械の稼働場所を記入してください。
- 5 「合計」欄は、1 カ月間の総引取数量及び総稼働時間を記入してください。

【直接給油用】

～ 10 月分			引取 数量	稼働日	稼 動 前 のアワー メーターの数値①	稼 動 後 のアワー メーターの数値②	稼働時間 ②－①	備考
月	日	曜日						
10	1	火	100 <small>リットル</small>	○	4000	4012	12	咲洲
10	6	日		○	4012	4020	8	咲洲
合 計			200				20	

免税軽油使用実績表      期間 自 R7 年 10 月 1 日  
至 R7 年 10 月 30 日

免税軽油使用者名 浪速北 株式会社

承認を受けた船舶の番号及び船舶名 1 バックホウ

注意： 1 船舶を稼働させたときは、「稼働日」欄に○印を付してください。  
 2 アワーメーターが設置されていない場合は「稼働前のアワーメーターの数値」及び「稼働後のアワーメーターの数値」欄には、稼働開始時刻及び終了時刻を記載してください。  
 3 アワーメーターが複数ある場合には、いずれか一つの数値を継続して記載してください。

## 「免税軽油の引取り等に係る報告書」（直接給油の場合）の作成

**免税軽油の購入や使用実績がない月についても、その旨記入の上、提出しなければなりません。**

### （表面）

- 1 「報告対象期間」欄は、免税証有効期間内の各月における初日(月途中から有効期間が開始する免税証の場合は有効期間の**開始日**)及び末日(月途中で有効期間が終了する免税証の場合は有効期間の**終了日**、免税証有効期間内に報告書を提出する場合は**報告書提出日**)を記入してください。
- 2 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄は引取りの事実の有無のいずれかを○で囲んでください。
- 3 「引取年月日」及び「引取数量(ア)」欄は、免税軽油の引取りにおける納品書又は請求書等の引取年月日及び引取数量を記入してください。
- 4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄は実際に免税軽油を購入した販売業者名及び所在地について記入してください。  
なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油を購入した場合には、その免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所及び氏名又は名称を〔 〕に記入してください。
- 5 「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」欄は、免税証管理簿により、引取年月日ごとに記入してください。
- 6 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄は、「引取数量(ア)」欄の合計数量を記入してください。
- 7 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄は、免税軽油使用実績表の引取数量の合計を記入してください。(直接給油の場合は(ウ)と同じ数量を記入してください。)

### （裏面）

- 8 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄は使用の事実の有無のいずれかを○で囲んでください。
- 9 「機械、車両又は設備名(番号)」及び「左記機械、車両又は設備の使用地」欄は、免税軽油使用者証に記載された免税登録番号及び使用地を記入してください。
- 10 「免税軽油の使用数量(キ)」、「稼働日数」及び「稼働時間」欄は、免税軽油使用実績表により機械ごとの合計値を記入してください。
- 11 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄は、報告対象期間の末日において保有する免税証の種類及び枚数を記入してください。



(表面)

第十六号の三十様式

○年 ○月 ○日 大阪府なにわ北府税事務所長様	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	大阪市北区西天満 3-5-24
	免税軽油使用者の氏名又は名称	浪速北 株式会社
	業種	船舶・その他 ( とび・土工工事業 )
	免税軽油使用者証の番号	第 0000 号
この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号		経理係 浪速 北 三 郎 (電話 06-6362-8611 )

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間		令和7年 10月 1日 から 令和7年 10月 31日 まで ①			
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 (有)・無) ②		免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項 ⑤		
引取年月日	引取数量 (ア)		種 類	枚 数	免税証の記号及び番号
10/1 ③ [ ]	リットル 200	(株)〇〇石油店 ④ 大阪市住之江区南港北〇-〇-〇 [ ]	リットル券		
			100	2	100001~100002

[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量		(イ)		リットル
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計		(ウ) ⑥	200	リットル
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計		(エ) ⑦	200	リットル
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量		(オ)		リットル
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(オ)		(カ)		リットル

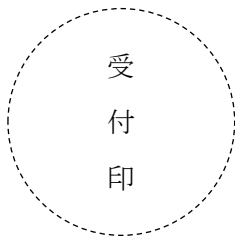
(裏面)

⑧ 免税軽油の数量 (使用に関する事実 (有)・無) 及び	機械、車両又は設備名 (番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地 ⑨	免税軽油の使用数量 (キ) ⑩	稼働日数	稼働時間
	No. 1	咲洲	リットル 200	2 日	20 時間
	No. 2	置場	0	0	0
	No. 3	置場	0	0	0
	No. 4	置場	0	0	0
	合 計			200	

⑪ 報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数
	100 リットル券	48 枚	リットル券	枚
	500 リットル券	10 枚		

## 「免税証交付申請書」（2回目以降）の作成

- 1 「免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地」欄は、個人で申請される場合は住所、法人で申請される場合は事務所若しくは事業所所在地を記入してください。
- 2 「業種」欄は、船舶で登録されている方は船舶を○で囲んでください。  
船舶以外の業種で登録されている方はその他を○で囲み、括弧内に登録を行う業種名を記入してください。
- 3 「免税軽油使用者証の番号及び氏名(名称)」欄は、使用者番号及び使用者が個人の場合は氏名、法人の場合は、法人名を記入してください。
- 4 「この申請に応答する係及び氏名並びに電話番号」欄は、申請手続を担当される方の係、氏名及び平日の日中に連絡が取れる電話番号を記入してください。
- 5 「機械、車両又は設備名（番号）」欄は免税登録機械、車両、設備名又は免税登録番号を記入してください。
- 6 「所要数量合計」欄は、免税軽油の所要予定数量を記入してください。
- 7 「所要数量計算期間」欄は、次の免税証の有効期間を記入してください。
- 8 「希望する販売業者及び所在地」欄は、免税軽油を購入予定の販売業者名及び所在地を記入してください。
- 9 「免税証の種類」、「枚数」及び「数量」欄は、免税証の所要数量を免税証の種類ごとに記入するとともに、枚数及び数量の合計を「計」欄に記入してください。
- 10 「前回交付を受けた免税証」欄中「計算期間」及び「数量(ア)」欄は、前回申請された免税証の期間及び数量を記入してください。
- 11 「前回交付を受けた免税証のうちの使用量」欄中「期間」及び「数量(イ)」欄は、免税証を最初に使用した日及び最後に使用した日及び数量を記入してください。
- 12 「(ア) - (イ)」欄は参考欄の「数量(ア)」から「数量(イ)」欄を減算した数量を記入してください。  
(返納する免税証の数量になります。)
- 13 「交付方法の希望」欄は、窓口又は郵送のいずれかを○で囲んでください。  
なお、郵送で交付をご希望の場合は、**レターパックプラス**が必要です。



※処理事項  ○年 ○月 ○日 大阪府なにわ北府税事務所長様	交付 業種 証番号 リットル 担当者	第 号 大阪府なにわ北府税事務所長様	大阪府なにわ北府税事務所長様	
	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地	大阪市北区西天満 3-5-24		
	業 種	船舶・ <u>その他</u> ( とび・土工工事業 )		
	免税軽油使用者証の 番号及び氏名 ( 名称 )	第 0000 号 浪速北 株式会社		
この申請に应答する係及び 氏名並びに電話番号	経理 ( 係 ) 浪速 北三郎 ( 06-6362-8611 )			

### 免税証交付申請書

機械、車両又は 設備名 ( 番号 )	No. 1	No. 2	No.		
所要数量合計 リットル 10,000	所要数量計算期間 令和7年1月1日から 令和7年3月31日まで				
希望する販売業者名及び所在地  (株)〇〇石油店 大阪市住之江区南港北〇-〇-〇	免税証の種類 リットル券	枚数 数量	※処理事項		
	100	50	5,000		
	500	10	5,000		
	計	60	10,000		
参 考	前回交付を受けた免税証 計 算 期 間 令和7年10月1日から 令和7年12月31日まで	数量 ( ア ) リットル 10,000	前回交付を受けた免税証のうちの使用量 期 間 令和7年10月1日から 令和7年11月30日まで	数量 ( イ ) リットル 6,500	( ア ) - ( イ ) リットル 3,500
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から 免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称			数 量 リットル	

交付方法の希望 ( 希望する方法を○で囲むこと )	窓 口 ・ 郵 送
------------------------------	-----------

免税証受領年月日 年 月 日	受領者の役職名及び氏名
-------------------	-------------

窓口で免税証を交付する際に記入いただくため、申請時には記入不要です。

## 交付申請時の「免税軽油所要数量計算書」の作成（直接給油用）

免税証交付申請をする場合には、「免税軽油所要数量計算書」をあわせて提出してください。

上表の右上にある「期間」には今回申請される免税証の有効期間を、「免税軽油使用者名」には免税軽油使用者証の氏名（名称）を記入してください。

### 1 上表

- (1) 「今回の算出数量①」欄は、「機械・車両又は設備ごとの明細表」（下表）の「算出数量D」欄の合計を記入してください。
- (2) 「前回交付を受けた免税証数量③」欄は、前回交付を受けた免税証の有効期間及び数量を記入してください。
- (3) 「免税軽油消費実績数量④」欄は、前回交付を受けた免税証の有効期間のうち、当所に報告済の期間及び消費数量を記入してください。（消費数量は、該当期間の報告書（工）の合計です。）
- (4) 「免税軽油消費見込数量⑤」欄は、前回交付を受けた免税証の有効期間のうち、当所に未報告の期間及び消費見込数量を記入してください。
- (5) 「免税証の返納見込数量⑥」欄は、上表の（③ - ④ - ⑤）で算出された数値を記入してください。
- (6) 「今回の所要数量⑧」欄は、「今回の算出数量①」欄と同じ数値を記入し、その下に括弧書きで交付申請する数量を記入してください。※

### 2 機械・車両又は設備ごとの明細表（下表）

- (1) 「機械・車両又は設備」欄は、免税登録番号をすべて記入してください。
- (2) 「期間中の消費実績数量」、「期間中の稼働時間」及び「期間中の稼働日数」欄は、上表「免税軽油消費実績数量④」欄の期間における免税登録機械ごとの消費実績数量、稼働時間及び稼働日数を記入し、期間中の消費実績数量の合計を「合計」欄に記入してください。
- (3) 「1時間あたりの消費量 A」欄は、免税登録機械ごとに「期間中の消費実績数量」÷「期間中の稼働時間」欄で算出し、概ね小数点第一位以下まで算出した数値を記入してください。
- (4) 「1日当たりの稼働時間 B」及び「期間内の稼働日数 C」欄は、免税登録機械ごとに今回申請される免税証の期間内における稼働時間及び稼働日数の見込数値を記入してください。
- (5) 「算出数量」欄は、「1時間あたりの消費量 A」×「1日当たりの稼働時間 B」×「期間内の稼働日数 C」欄で算出された数値の小数点以下を切り捨てて記入し、免税登録機械ごとに算出した「算出数量 D」の合計を「合計」欄に記入してください。

※ 「今回の算出数量①」欄で算出された数量以上の申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免税軽油所要数量計算書〔期間 R8年 1月 1日から R8年 3月 31日まで〕

免税軽油使用者名 浪速北 株式会社

区	分	数 量
今 回 の 算 出 数 量	①	10,754
繰 越 数 量	②	
前回交付を受けた 免税証数量	期間 R7年 10月 1日 R7年 12月 31日 ③	10,000
免税軽油消費実績数量	期間 R7年 10月 1日 R7年 11月 30日 ④	6,500
免税軽油消費見込数量	期間 R7年 12月 1日 R7年 12月 31日 ⑤	2,500
免税証の返納見込数量	⑥	1,000
免税軽油の残見込数量	⑦ ((②+③) - (④+⑤+⑥))	
今 回 の 所 要 数 量	⑧ (① - ⑦)	10,754 (10,000)

算出数量 (D) の合計

前回交付を受けた免税証の有効期間及び数量

左記期間内における報告書 (工) の合計

左記期間内における消費見込数量

③ - ④ - ⑤

(機械・車両又は設備ごとの明細表)

上表④の実績で作成してください。

機械・車両 又は設備	1 時間当 たりの消費量 A	1 日当 たりの稼働時間 B	期間内 の稼働日数 C	算出数量 D (A × B × C)	前回の実績		
					期間中 の消費実績 数量	期間中 の稼働時間	期間中 の稼働日数
No. 1	50.0	5 時	15 日	3,750	2,500	50 時	12 日
No. 2	14.0	5	20	1,400	1,120	80	15
No. 3	12.0	3	60	2,160	1,452	121	45
No. 4	7.2	6	82	3,444	1,428	196	63
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
合 計	—	—	—	10,754	6,500		

**1 時間当たりの消費量 A の算出方法**  
 期間中の消費実績数量 ÷ 稼働時間  
 例 1,4280 ÷ 196h ≒ 7.20/h  
 (概ね小数点第一位まで算出)

○免税機械等の変更がある場合には、事前になにわ北府税事務所にご相談ください。

上表の「繰越数量②」及び「免税軽油の残見込数量⑦」欄の記入は不要です。

## 「免税軽油使用者証・免税証返納書」の作成

### 1 免税証を返納する場合

(1) 次のとおり返納の理由について「第 62 条の 5 第 8 項」及び「免税証」を○で囲んでください。

大阪府税条例	第62条の4第5項	において準用する同条例第62条の4第5項の規定により、
	第62条の5第8項	
次のとおり	免税軽油使用者証	を返納します。
	免税証	

(2) 「免税証」欄

- ① 「返納免税証記載数量の合計」欄は、返納する免税証の合計数量を記入してください。
  - ② 「種類」、「番号」、「枚数」、「数量」及び「有効期間」欄は、返納する免税証の種類ごとに記入してください。※
- (3) 「返納の理由」欄は、免税証を返納する理由を記入してください。

### 2 免税軽油使用者証を返納する場合

(1) 次のとおり返納の理由について「第 62 条の 4 第 5 項」及び「免税軽油使用者証」を○で囲んでください。

大阪府税条例	第62条の4第5項	において準用する同条例第62条の4第5項の規定により、
	第62条の5第8項	
次のとおり	免税軽油使用者証	を返納します。
	免税証	

(2) 「免税軽油使用者証」欄

- ① 「交付年月日」欄は、免税軽油使用者証の交付を受けた年月日を記入してください。
  - ② 「免税軽油の引取を必要としなくなった日又は有効期間満了日」欄は、免税軽油が必要でなくなった年月日又は免税軽油使用者証の有効期間の末日を記載してください。
- (3) 「返納の理由」欄は、免税軽油使用者証を返納する理由を記入してください。

### 3 免税軽油使用者証及び免税証を返納する場合

(1) 次のとおり返納の理由について「第 62 条の 5 第 8 項」、「第 62 条の 4 第 5 項」、「免税軽油使用者証」及び「免税証」を○で囲んでください。

大阪府税条例	第62条の4第5項	において準用する同条例第62条の4第5項の規定により、
	第62条の5第8項	
次のとおり	免税軽油使用者証	を返納します。
	免税証	

(2) 1 - (2) のとおり「免税証」欄を、2 - (2) のとおり「免税軽油使用者証」欄を記入してください。

(3) 「返納の理由」欄は、免税軽油使用者証及び免税証を返納する理由を記入してください。

※免税証管理簿を活用し、作成してください。(P24 参照)

免税軽油使用者証・免税証返納書

〇年 〇月 〇日

大阪府なにわ北府税事務所長 様

住 所 大阪市北区西天満3-5-24  
 氏名又は名称 浪速北 株式会社  
 免税軽油使用者証番号 第 〇〇〇〇 号

大阪府税条例 第62条の4第5項 第62条の5第8項 において適用する同条例第62条の4第5項の規定により

次のとおり 免税軽油使用者証 免 税 証 を

免税証の返納時は、免税軽油使用者証欄は記入不要です。  
 (免税軽油使用者証を返納される場合に記入する項目です)

免税軽油 使用者証	交付年月日	免税軽油の引取を必要としなくなった日 又は有効期間満了日
	年 月 日	年 月 日

免税証	返納免税証記載数量の合計				1,800 L
	種 類	番 号	枚 数	数 量	有効期間
	100 L	100043~	8 枚	800 L	令和7年10月1日から 令和7年12月31日まで
		100050			
	500 L	100059~	2 枚	1,000 L	令和7年10月1日から 令和7年12月31日まで
		100060			
					年 月 日から 年 月 日まで
					年 月 日から 年 月 日まで
				年 月 日から 年 月 日まで	

返納の理由 申請数量の見込み違いのため。

## 返納時の「免税軽油所要数量計算書」の作成（直接給油用）

免税証を返納する場合には、「免税軽油所要数量計算書」をあわせて提出してください。

上表の右上にある「期間」に今回返納される免税証の有効期間を、「免税軽油使用者名」には免税軽油使用者証の氏名（名称）を記入してください。

### 1 上表

- (1) 「繰越数量②」欄は、直近の免税証交付申請時に提出された免税軽油所要数量計算書の「免税軽油消費見込数量⑤」へ「免税証の返納見込数量⑥」欄を加算した数値を記入してください。
- (2) 「免税軽油消費実績数量④」欄は、直近の免税証の交付申請時に提出された免税軽油所要数量計算書の「免税軽油消費見込数量⑤」欄の期間及び期間内における実際の消費数量を記入してください。
- (3) 「免税証の返納見込数量⑥」欄は、返納される免税証の数量を記入して下さい。

### 2 機械・車両又は設備ごとの明細表（下表）

- (1) 「機械・車両又は設備」欄は、免税登録番号をすべて記入してください。
- (2) 「期間中の消費実績数量」、「期間中の稼働時間」及び「期間中の稼働日数」欄は、上表「免税軽油消費実績数量④」欄の期間における免税登録機械ごとの消費実績数量、稼働時間及び稼働日数を記入し期間中の消費実績数量の合計を「合計」欄に記入してください。

免税軽油所要数量計算書（期間 R7年 10月 1日から R7年 12月 31日まで）

免税軽油使用者名 浪速北 株式会社

区		分	数 量
今回の算出数量		①	
繰越数量		②	3,500 ← 前回提出された計算書の⑤ + ⑥
前回交付を受けた免税証数量	期間 年 月 日 年 月 日	③	
免税軽油消費実績数量	期間 R7年 12月 1日 R7年 12月 31日	④	1,700 ← 左記期間内における報告書（Ⅰ）の合計
免税軽油消費見込数量	期間 年 月 日 年 月 日	⑤	
免税証の返納見込数量		⑥	1,800 ← 返納する免税証の数量
免税軽油の残見込数量		⑦ ((②+③) - (④+⑤+⑥))	
今回の所要数量		⑧ (①-⑦)	

(機械・車両又は設備ごとの明細表)

機械・車両 又は設備	1時間当たりの消費量 A	1日当たり稼働時間 B	期間内の稼働日数 C	算出数量 D (A × B × C)	前回の実績		
					期間中の消費実績数量	期間中の稼働時間	期間中の稼働日数
No. 1	ℓ	時	日	ℓ	ℓ	時	日
No. 2					700	14	64
No. 3					420	30	8
No. 4					352	34	15
No.					228	31	18
No.							
No.							
No.							
No.							
合計	—	—	—		1,700		

上表④の実績で作成してください。

返納時は記入不要です。

○免税機械等の変更がある場合には、事前になにわ北府税事務所にご相談ください。

上表の「今回の算出数量①」、「前回交付を受けた免税証数量③」、「免税軽油消費見込数量⑤」「免税軽油の残見込数量⑦」及び「今回の所要数量⑧」欄の記入は不要です。

## 「免税軽油使用実績表（在庫保有用）」の作成

免税軽油の貯蔵設備（ドラム缶、ポリタンク等）がある場合の実績表です。

なお、免税軽油使用実績表を提出する際は、あわせて納品書又は請求書等の提出が必要です。

免税軽油使用実績表 期間 { 自 R7年 10月 1日  
至 R7年 10月 31日 }

免税軽油使用者名 浪速北 株式会社

承認を受けた船舶の番号及び船舶名 1 バックホウ

10月分		引取 数量	使用 数量	在庫 数量	稼動日	稼動前のアワーメ ーターの数値 ①	稼動後のアワー メーターの数値 ②	稼動時間 ②-①	備考
日	曜								
繰越		リットル	リットル	100 リットル					
1		100	60	140	○	4000	4012	12	咲洲
2									
3			60	80	○	4012	4020	8	咲洲
4									
5									

28									
29									
30									
31									
合計		100	120	80				20	

免税軽油使用実績表 期間

自 R7年 11月 1日  
至 R7年 11月 30日

免税軽油使用者名

浪速北 株式会社

承認を受けた船舶の番号及び船舶名

1 バックホウ

11月分		引取 数量	使用 数量	在庫 数量	稼動日	稼動前のアワーメ ーターの数値 ①	稼動後のアワーメ ーターの数値 ②	稼動時間 ②-①	備考
日	曜								
繰	越	リットル	リットル	80 リットル					
1									
2									
3									
4									
5									

28									
29		100		180					
30			60	120	○	4020	4027	7	咲洲
31									
合計		100	60	120				7	

免税軽油使用実績表 期間

自 R7年 12月 1日  
至 R7年 12月 31日

免税軽油使用者名

浪速北 株式会社

承認を受けた船舶の番号及び船舶名

1 バックホウ

12月分		引取 数量	使用 数量	在庫 数量	稼動日	稼動前のアワーメ ーターの数値 ①	稼動後のアワーメ ーターの数値 ②	稼動時間 ②-①	備考
日	曜								
繰	越	リットル	リットル	120 リットル					
1									
2			60	60	○	4027	4041	14	咲洲
3									
4									
5									

28									
29									
30									
31									
合計			60	60				14	

## 「免税軽油の引取り等に係る報告書」（在庫保有の場合）の作成

### **免税軽油の購入や使用実績がない月についても、その旨記入の上、提出しなければなりません。**

#### （表面）

- 1 「報告対象期間」欄は、免税証有効期間内の各月における初日（月途中から有効期間が開始する免税証の場合は有効期間の**開始日**）及び末日（月途中で有効期間が終了する免税証の場合は有効期間の**終了日**、免税証有効期間内に報告書を提出する場合は**報告書提出日**）を記入してください。
- 2 「報告対象期間」欄の「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」は引取りの事実の有無のいずれかを○で囲んでください。
- 3 「引取年月日」及び「引取数量(ア)」欄は、納品書又は請求書等の引取年月日及び引取数量を記入してください。
- 4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄は、実際に免税軽油を購入した販売業者名及び所在地名を記入してください。  
なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油を購入した場合には、その免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所及び氏名又は名称を〔 〕に記入してください。
- 5 「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」欄は、免税証管理簿により、引取年月日ごとに記入してください。
- 6 「報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄は、実績表の前月からの繰越数量を記入してください。
- 7 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄は、「引取り数量(ア)」欄の合計数量を記入してください。
- 8 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄は、実績表の使用合計数量を記入してください。
- 9 「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄は、報告対象期間の末日時点のポリタンク等に保管している免税軽油の保有数量を記入してください。

#### （裏面）

- 10 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄は使用の事実の有無のいずれかを○で囲んでください。
- 11 「機械、車両又は設備名（番号）」及び「左記機械、車両又は設備の使用地」欄は、免税軽油使用者証に記載された免税登録番号及び使用地を記入してください。
- 12 「免税軽油の使用数量(キ)」、「稼働日数」及び「稼働時間」欄は、実績表により、機械ごとの合計数量を記入してください。
- 13 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄は、報告対象期間の末日において保有する免税証の種類及び枚数を記入してください。



(表面)

第十六号の三十様式

○年 ○月 ○日 大阪府なにわ北府税事務所長様	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地	大阪市北区西天満 3-5-24
	免税軽油使用者の氏名又は名称	浪速北 株式会社
	業種	船舶・その他 ( とび・土工工事業 )
	免税軽油使用者証の番号	第 〇〇〇〇 号
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号	経理係 浪速北 北三郎 (電話 06-6362-8611)

免税軽油の引取り等に係る報告書

報告対象期間 ②	令和7年 10月 1日 から 令和7年 10月 31日 まで ①					
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 (有)・無)	免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称		免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項 ⑤			
引取年月日 ③			引取数量 (ア)	種 類	枚 数	免税証の記号及び番号
10/1 〔 〕	リットル 100	(株)〇〇石油店 ④ 大阪市住之江区南港北〇-〇-〇 [ ]		リットル券		
			50	2	100001~100002	

[ ]	[ ]				
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量		(イ) ⑥	100	リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計		(ウ) ⑦	100	リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計		(エ) ⑧	120	リットル	
報告対象期間における滅失等による免税軽油の欠減量		(オ)		リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量 (イ)+(ウ)-(エ)-(オ)		(カ) ⑨	80	リットル	

(裏面)

免税軽油の数量 (使用に関する事実及び) (有)・無) ⑩	機械、車両又は設備名 (番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地 ⑪	免税軽油の使用数量(キ) ⑫	稼働日数	稼働時間
	No. 1	咲洲	リットル 120	日 2	時間 20
	No. 2	置場	0	0	0
	No. 3	置場	0	0	0
	No. 4	置場	0	0	0
	合 計			120	

⑬ 報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数
	100 リットル券	49 枚	リットル券	枚
	50 リットル券	10 枚		

## 交付申請時の「免税軽油所要数量計算書」の作成（在庫保有用）

免税証交付申請をする場合には、「免税軽油所要数量計算書」をあわせて提出してください。

上表の右上にある「期間」には今回申請される免税証の有効期間を、「免税軽油使用者名」には免税軽油使用者証の氏名（名称）を記入してください。

### 1 上表

- (1) 「今回の算出数量①」欄は、「機械・車両又は設備ごとの明細表」（下表）の「算出数量 D」欄の合計を記入してください。
- (2) 「繰越数量②」欄は、前回交付を受けた免税証開始日の前日における免税軽油の保有数量を記載してください。
- (3) 「前回交付を受けた免税証数量③」欄は、前回交付を受けた免税証の有効期間及び数量を記入してください。
- (4) 「免税軽油消費実績数量④」欄は、前回交付を受けた免税証の期間のうち、当所に報告済の期間及び消費数量を記入してください。（消費数量は、該当期間の報告書（工）の合計です。）
- (5) 「免税軽油消費見込数量⑤」欄は、前回交付を受けた免税証期間のうち、当所に未報告の期間及び消費見込数量を記入してください。
- (6) 「免税証の返納見込数量⑥」欄は、返納される免税証の見込数量を記入してください。
- (7) 「免税軽油の残見込数量⑦」欄は、上表の  $(② + ③) - (④ + ⑤ + ⑥)$  で算出された数値を記入してください。
- (8) 「今回の所要数量⑧」欄は、上表の「今回の算出数量①」欄から「免税軽油の残見込数量⑦」欄を減算した値を記入し、その下に括弧書きで交付申請する数量を記入してください。※

### 2 機械・車両又は設備ごとの明細表（下表）

- (1) 「機械・車両又は設備」欄は、免税登録番号をすべて記入してください。
- (2) 「期間中の消費実績数量」、「期間中の稼働時間」及び「期間中の稼働日数」欄は、上表「免税軽油消費実績数量④」欄の期間における免税登録機械ごとの消費実績数量、稼働時間及び稼働日数を記入し期間中の消費実績数量の合計を「合計」欄に記入してください。
- (3) 「1 時間あたりの消費量 A」欄は、免税登録機械ごとに「期間中の消費実績数量」÷「期間中の稼働時間」欄で算出し、概ね小数点第一位まで算出した数値を記入してください。
- (4) 「1 日当たりの稼働時間 B」及び「期間内の稼働日数 C」欄は、免税登録機械ごとに今回申請される免税証の期間内での稼働時間及び稼働日数の見込数値を記入してください。
- (5) 「算出数量 D」欄は、「1 時間あたりの消費量 A」×「1 日当たりの稼働時間 B」×「期間内の稼働日数 C」欄で算出された数値の小数点以下を切り捨てて記入し、免税登録機械ごとに算出した「算出数量 D」欄の合計を「合計」欄に記入してください。

※ 「今回の所要数量」欄で算出された数量以上の申請を行うことはできませんのでご注意ください。

免税軽油所要数量計算書 期間 ( R8年 10月 1日から  
R8年 12月 31日まで )

免税軽油使用者名 浪速北 株式会社

区	分	数 量
今 回 の 算 出 数 量	①	10,754
繰 越 数 量	②	200
前回交付を受けた 免税証数量	期間 R7年 10月 1日 R7年 12月 31日 ③	10,000
免税軽油消費実績数量	期間 R7年 10月 1日 R7年 11月 30日 ④	6,500
免税軽油消費見込数量	期間 R7年 12月 1日 R7年 12月 31日 ⑤	2,500
免税証の返納見込数量	⑥	1,000
免税軽油の残見込数量	⑦ ((②+③) - (④+⑤+⑥))	200
今 回 の 所 要 数 量	⑧ (①-⑦)	10,554 (10,000)

(機械・車両又は設備ごとの明細表)

上表④の実績で作成してください。

機械・車両 又は設備	1時間当 りの消費量 A	1日当 たり稼働時間 B	期間内 の稼働日数 C	算出数量 D (A × B × C)	前回の実績		
					期間中 の消費実績 数量	期間中 の稼働時間	期間中 の稼働日数
No. 1	50.0	5 時	15 日	3,750	2,500	50 時	12 日
No. 2	14.0	5	20	1,400	1,120	80	15
No. 3	12.0	3	60	2,160	1,452	121	45
No. 4	7.2	6	82	3,444	1,428	196	63
No.							
No.							
No.							
No.							
No.							
合 計	—	—	—	10,754	6,500		

**1時間当たりの消費量Aの算出方法**  
 期間中の消費実績数量 ÷ 稼働時間  
 例 1,4280 ÷ 196h ≒ 7.20/h  
 (概ね小数点第一位まで算出)

○免税機械等の変更がある場合には、事前になにわ北府税事務所にご相談ください。

## 返納時の「免税軽油所要数量計算書」の作成（在庫保有用）

免税証を返納する場合には、「免税軽油所要数量計算書」を提出してください。

上表の右上にある「期間」に今回返納される免税証の有効期間を、「免税軽油使用者名」には免税軽油使用者証の氏名（名称）を記入してください。

### 1 上表

- (1) 「繰越数量②」欄は、直近の免税証交付申請時に提出された免税軽油所要数量計算書内「免税軽油消費見込数量⑤」+「免税証の返納見込数量⑥」+「免税軽油の残見込数量⑦」欄の数値を記入してください。
- (2) 「免税軽油消費実績数量④」欄は、直近の免税証交付申請時に提出された免税軽油所要数量計算書の「免税軽油所要数量計算書⑤」欄の期間及び期間内における実際の消費数量を記入してください。
- (3) 「免税軽油返納見込数量⑥」欄は、返納される免税証の数量を記入してください。
- (4) 「免税軽油の残見込数量⑦」欄は、上表の (② - ④ - ⑥) で算出された数値を記入してください。

### 2 機械・車両又は設備ごとの明細表（下表）

- (1) 「機械・車両又は設備」欄は、免税登録番号をすべて記入してください。
- (2) 「期間中の消費実績数量」、「期間中の稼働時間」及び「期間中の稼働日数」欄は、上表「免税軽油消費実績数量④」欄の期間における免税登録機械ごとの消費実績数量、稼働時間及び稼働日数を記入し期間中の消費実績数量の合計を「合計」欄に記入してください。

免税軽油所要数量計算書 期間 ( R7年 10月 1日から  
R7年 12月 31日まで )

免税軽油使用者名 浪速北 株式会社

区	分	数 量
今 回 の 算 出 数 量	①	
繰 越 数 量	②	3,700
前回交付を受けた 免税証数量	③	
免税軽油消費実績数量	④	2,200
免税軽油消費見込数量	⑤	
免税証の返納見込数量	⑥	1,300
免税軽油の残見込数量	⑦ ((②+③) - (④+⑤+⑥))	200
今 回 の 所 要 数 量	⑧ (①-⑦)	

直近の交付申請時に提出された免税軽油所要数量計算書内(⑤+⑥+⑦)の数値

左記期間内における報告書(工)の合計

返納する免税証の数量

② - ④ - ⑥

上表④の実績で作成してください。

(機械・車両又は設備ごとの明細表)

機械・車両 又は設備	1時間当たりの消費量 A	1日当たり稼働時間 B	期間内の稼働日数 C	算出数量 D (A × B × C)	前回の実績		
					期間中の消費実績数量	期間中の稼働時間	期間中の稼働日数
No. 1	ℓ	時	日		ℓ	時	日
No. 2					1,200	24	6
No. 3					420	30	8
No. 4					352	34	15
No.					228	31	18
No.							
No.							
No.							
No.							
合 計	—	—	—		2,200		

返納時は記入不要です。

○免税機械等の変更がある場合には、事前になにわ北府税事務所にご相談ください。

上表の「今回の算出数量①」、「前回交付を受けた免税証数量③」、「免税軽油消費見込数量⑤」及び「今回の所要数量⑧」欄の記入は不要です。

## 「免税軽油使用者証書換申請書」の作成

免税軽油使用者証の内容に変更がある場合には、「免税軽油使用者証書換申請書」を提出してください。

例) ・ 氏名や法人名、住所や所在地に変更が生じた場合

- ・ 定置場を変更した場合
- ・ エンジンを積み替えた場合
- ・ 新たに機械を購入し、免税軽油を使用される場合
- ・ 免税登録の廃止を行う場合

- 1 「区分」欄は、免税登録について増加又は廃止のうち、該当する区分を○で囲んでください。  
なお、機械の増加や廃止以外の場合は○で囲む必要はありません。
- 2 「所在地(定置場又は係留地)」欄は、免税軽油を使用する機械の定置場情報を記入してください。
- 3 「名称」欄は、免税登録番号及び機械名を記入してください。
- 4 「所有者の氏名又は名称」欄は、所有者の名前を記入してください。なお、リース契約等で所有者と使用者が異なる場合は、リース会社の名称を記入してください。
- 5 「車体番号・型式」欄は、機械本体の製造者名、製造者型式、製造番号を記入してください。
- 6 「エンジン番号・軸馬力」欄は、エンジンの製造者名、製造者型式、製造番号及び連続最大出力(ps) 又は(kw) /連続最大回転数(rpm) を記入してください。
- 7 「燃焼方式」欄は、ディーゼルと記入してください。
- 8 「台数」欄は、1(台)と記入してください。
- 9 「用途」欄は、その機械が従事する用途を記入してください。
- 10 「異動年月日」欄は、増加の場合は申請日を、廃止の場合は機械を手放した日を記入してください。
- 11 「その他の異動事項」欄は、機械の増加や廃止以外で、使用者証に記載されている内容(住所又は所在地等)に変更が生じた場合に記入してください。

### ご 注 意

**変更内容によって添付書類が異なります。**

エンジンの積み替えの記載方法については、窓口にご相談ください。

免税軽油使用者証書換申請書

○年 ○月 ○日

大阪府なにわ北府税事務所長 様

住 所 **大阪市北区西天満3-5-24**

名 前 **浪速北 株式会社**

( 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 )

(免税軽油使用者証の番号 第 **0000** 号)

軽油引取税免税軽油使用者証の記載事項について、次のとおり異動があつたので、大阪府税条例第62条の4第4項の規定により、書換えを申請します。

機械・車両又は設備の増加又は廃止の異動事項	区 分	増加・廃止	増加・廃止	増加・廃止	増加・廃止	
	所在地 (定置場又は係留地)	大阪市北区西天満○○-○-○ ○○置場	大阪市北区西天満○○-○-○ ○○置場			
	名 称	No. 3 バックホウ	No. 1 バックホウ	No.	No.	
	所有者の氏名 又は名称	○○リース(株)	使用者に同じ			
	型 式	(株)○○発動機 OS-3 9876543	(株)○○発動機 OS-1-NZEI 0123456			
	軸 馬 力	○○ディーゼル(株) D-3 2109876 200.0ps/3000rpm	(株)○○発動機 HUZEI-1 1234567 180.0ps/3500rpm			
	燃 焼 方 式	ディーゼル	ディーゼル			
	台 数	1	1			
	用 途	掘削作業	掘削作業			
	異 動 年 月 日	令和○年○月○日	令和○年○月○日	年 月 日	年 月 日	
その他の異動事項	<b>住所変更</b> 旧:大阪府大阪市中央区大手前○-○-○ 新:大阪市北区西天満3-5-24					

注意：この申請書には免税軽油使用者証を添えてください。

## 「免税軽油譲渡届出書」の作成

燃料タンクに免税軽油が残っている状態で機械を譲渡される場合は、免税軽油の譲渡になるため、**必ず譲渡する前にご連絡ください。**

**免税軽油の譲渡には、あらかじめ「免税軽油譲渡届出書」をなにわ北府税事務所軽油引取税課へ提出し、当所からの譲渡承認を受けなければなりません。**

- 1 申請者「住所又は事務所若しくは事業所所在地」、「氏名又は名称」及び「免税軽油使用者証の番号」欄は、免税軽油を譲渡する使用者の情報を記入してください。
- 2 「譲渡する数量」欄は、免税軽油譲渡届出書提出時に燃料タンク内に残っている免税軽油の残油量を記入してください。
- 3 免税軽油を譲り受ける者「住所又は事務所若しくは事業所所在地」及び「氏名又は名称」欄は、免税軽油の譲渡を受ける者の情報を記入してください。
- 4 「譲渡をする日又は予定日」欄に日付を記入してください。

### ご 注 意

**機械を譲渡される際に燃料タンク内に残油がある場合は、当該残油にかかる軽油引取税について、なにわ北府税事務所軽油引取税課へ納付申告書を提出し、納付していただく必要があります。（P19 参照）**

なお、承認を受けずに免税軽油を譲渡した場合は、罰則が課せられます。

（P22 参照）

## 免税軽油譲渡届出書

○年    ○月    ○日

大阪府なにわ北府税事務所長 様

申請者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	大阪市北区西天満3-5-24
	氏名又は名称	浪速北株式会社
	免税軽油使用者証の番号	第 0000 号
譲渡する数量		100          リットル
譲り受ける者 免税軽油を	住所又は事務所若しくは事業所所在地	大阪市住之江区南港北0-0-0
	氏名又は名称	浪速 北二郎
譲渡をする日又は予定日		令和7年 3月 1日

上記のとおり、免税軽油の譲渡をしたいので承認を受けたく届出いたします。

## 参考法令（地方税法抜粋）

### 免税軽油の引取り・消費に係る報告について

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）＜地方税法抜粋＞

第百四十四条の二十七 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項及び次項において同じ。)は、毎月末日までに(次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項及び次項において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の総務省令で定める事項を記載した報告書を、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

### 免税証の交付手続きについて

（軽油引取税に係る免税の手続）＜地方税法施行令抜粋＞

第四十三条の十五

7 免税軽油使用者が法第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証(以下この条及び第四十三条の十七において「免税証」という。)の交付を受けようとする場合においては、その都度、免税軽油使用者証を提示して同項の規定による申請書を道府県知事に提出しなければならない。

### 免税証の譲渡の禁止について

（免税証の譲渡の禁止）＜地方税法抜粋＞

第百四十四条の二十四 免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

## 免税軽油使用者証の記載事項に異動があった場合について

(軽油引取税に係る免税の手続) <地方税法施行令抜粋>

第四十三条の十五

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、その交付を受けた道府県知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

## 免税証を有効期間内に使用しなかった又は免税軽油を使用しなくなった場合について

(軽油引取税に係る免税の手続) <地方税法施行令抜粋>

第四十三条の十五

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなったとき、又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは、遅滞なく、当該免税軽油使用者証をその交付を受けた道府県知事に返納しなければならない。

1 1 第六項の規定は、免税証について準用する。

## 免税軽油使用者証・免税証の返納命令について

(軽油引取税に係る免税の手続) <地方税法抜粋>

第四百四十四条の二十一

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

## 免税軽油の納付申告（譲渡）について

(法第百四十四条の三第三項の道府県知事に対する届出及びその承認)

＜地方税法施行令抜粋＞

第四十三条の四 法第百四十四条の三第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、同条第三項の承認を受けようとする場合においては、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した届出書を同項の道府県知事に提出して当該道府県知事の承認書の交付を受けなければならない。

(軽油引取税の申告納付の手續) ＜地方税法抜粋＞

第百四十四条の十八

六 第百四十四条の三第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該軽油に係る第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県知事に提出すること。

## 罰則について

(免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等) ＜地方税法抜粋＞

第百四十四条の二十二 偽りその他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行つた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(免税証の譲渡の禁止に関する罪等) ＜地方税法抜粋＞

第百四十四条の二十五 前条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行つた者は、十年以下の拘禁刑若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪) ＜地方税法抜粋＞

第百四十四条の二十六 第百四十四条の三第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで免税軽油の譲渡を行つた者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

2 第百四十四条の三第四項の規定に違反して免税軽油を譲り受けた者も、前項と同様とする。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪) ＜地方税法抜粋＞

第百四十四条の二十八 前条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## FAQ

Q1 発行される免税証の開始日を知りたいです。

A1 申請方法や受取方法によって異なります。

窓口申請 ⇒ 窓口受取・・・申請日から概ね 1 週間後

窓口申請 ⇒ 郵送受取・・・申請日から概ね10日後 ※

郵送申請 ⇒ 郵送受取・・・消印日から概ね 2 週間後 ※

電子申請を希望される場合は、なにわ北府税事務所にご相談ください。

※初回の申請は郵送では取扱いできませんので、一度なにわ北府税事務所へのご来所をお願いします。

Q2 免税軽油使用者証の内容に変更があったときはどうすれば良いですか？

A2 免税軽油使用者証書換申請書に必要な書類を添えて、ご提出ください。

変更内容によって必要書類が異なりますので、詳しくはなにわ北府税事務所軽油引取税課へお問い合わせください。

<書換申請が必要な場合>

例) ・ 氏名や法人名、住所や所在地に変更が生じた場合

・ 係留地を変更した場合

・ 免税登録機械の廃止を行う場合

Q3 代理人でも免税軽油にかかる手続きはできますか？

A3 代理であっても手続きは可能です。その場合、委任状と代理人の本人確認書類をご提出ください。

Q4 様式はどこでダウンロードできますか？

A4 「大阪府ホームページ」よりダウンロード可能です。

大阪府 軽油引取税



軽油引取税/大阪府  
(おおさかふ) ホームページ

大阪府  
https://www.pref.osaka.lg.jp/zei-alacarte/keiyu.html  
軽油引取税/大阪府 (おおさかふ) ホームページ [Osaka ...  
軽油引取税の納付申告/大... 質問 (軽油引取税) /大阪 ...  
軽油引取税の納付申告 案内番号: 0000- 軽油引取税 納める人・納める額、Q1 軽油引  
3844. 実施案内、製造課税、販売店課税、... 取税とはどんな税金ですか? Q2 軽油 ...  
軽油引取税 免税軽油使用者 ...  
免税軽油を使用しようとする者は、「免税  
軽油使用者証交付申請書」に必要な書...

▼様式のダウンロード▼



申請案内や様式を  
掲載していますので、  
ご利用ください。

様式のダウンロード

申告・申請様式

ホームページ中央部に  
こちらの項目があります。

軽油引取税の申告及び免税手続きの詳細については、なにわ北府税事務所にお問い合わせください。  
なお、申告書や申請書の様式の一部は、様式のダウンロードに掲載しておりますので、ご利用ください。

Q5 開庁時間は何時から何時までですか？

A5 午前 9 時から午後 5 時45分です。ただし、書類の確認等にお時間をいただく場合がございますので、余裕をもってご来所ください。

## 地方税お支払いサイトについて



### 令和5年4月から軽油引取税の 納付(納入)の手続がより便利になりました!!

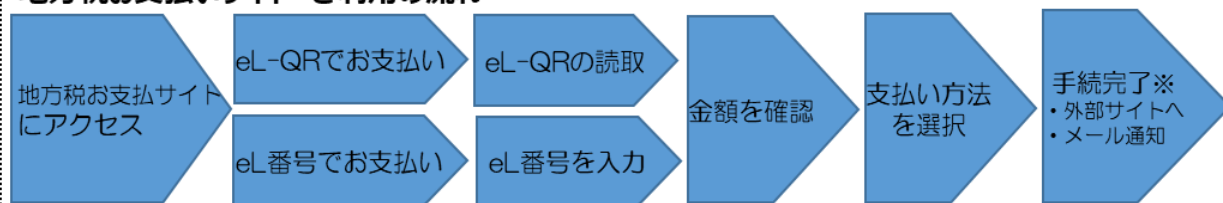
地方税お支払サイトで $eL$ マーク付き納付(納入)書に印刷されたeL-QRやeL番号を使用して、インターネットバンキングなどで「軽油引取税」を納付(納入)していただけます。



#### 地方税お支払サイトとは

ご自宅やオフィスに届く $eL$ マーク付き納付(納入)書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけるWebサイトです。

#### 地方税お支払いサイト ご利用の流れ



※インターネットバンキング又はクレジットカードを選択した場合は、外部(各決済サイト)へ遷移します。また、ペイジー番号発行を選択した場合は、ペイジーでの支払い時に必要な収納機関番号等が事前登録したメールアドレスに通知されます。

#### 地方税お支払サイトのご利用は、 $eL$ マーク付き納付(納入)書が必要です!

軽油引取税申告書を申告期限の1週間前までになにわ北府税事務所にご提出していただき、 $eL$ マーク付き納付(納入)書の発行を申し出てください。

※領収証書は発行されませんので、領収証書が必要な方は、金融機関やコンビニエンスストア等の窓口で納付してください。

※その他詳しいご利用方法などについては『地方税お支払サイト』でご確認ください。



免税軽油 使用の手引き

令和7年9月8日 初版発行

大阪府なにわ北府税事務所 軽油引取税課

免税担当

住所 大阪市北区西天満3丁目5番24号

TEL 06-6362-8611 (代表)